

○職務に専念する義務の特例に関する規則

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
規 則 第 6 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日 規則第 4 号
平成 29 年 11 月 24 日 規則第 15 号

(目的)

第 1 条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 43 年条例第 1 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する場合を除くほか、職員があらかじめ組合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 組合の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (3) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (4) 当該職員の職務上の教養に資する講習、講義を受講する場合
- (5) 教育又は研究のため他の事業又は事務に従事する場合
- (6) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連のある試験を受ける場合
- (7) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 45 条第 2 項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第 46 条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第 49 条の 2の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、あるいはこれらの審理のため公平委員会又は高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (8) 職員団体の代表者として法第 53 条第 6 項の規定による聴聞の期日に出頭する場合
- (9) 職員団体の代表者として法第 55 条第 8 項の規定により組合執行部と交渉する場合

- (10) 法第55条第11項の規定により組合執行部に対し、不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- (11) 職員団体の運営のため特に必要と認められる会合又は業務に参加する場合
- (12) その他前各号に準ずる特別の事由がある場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。